

I 職員の懲戒処分について

久米島町では、公務員倫理の確立と綱紀の保持のより一層の徹底を図るため、職員の懲戒処分等を行った場合、その内容を公表しています。

令和5年2月20日 公表
久米島町長 桃原秀雄

1. 懲戒処分

被処分者の職名	一般行政職 主査
年齢・性別	52歳 男性
処分内容	減給10% 3月 (R5,3,1~R5,5,31)
事件概要	事務の遅滞により、町民及び医療従事者・関係機関が不利益を被る事態が発生し、町の信頼を失墜した。

II 管理・監督責任について

2. 処分

被処分者の職名	前課長
年齢・性別	50歳 女性
被処分者の職名	班長
年齢・性別	40歳 男性
処分内容	訓告
事件概要	部下の管理・監督を怠り、町の信用を失墜させた。